

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 6 月 30 日

熊谷市長 小 沢 浩 也

条例第 2 4 号

(別紙)

熊谷市立体育施設条例の一部を改正する条例

熊谷市立体育施設条例（平成１７年条例第１１６号）の一部を次のように改正する。

第３条第１号中「空調設備」の次に「並びに附属設備」を加える。

第１８条第２項及び第２２条第１項中「別表第５まで」の次に「及び規則」を加える。

別表第４和室の項の次に次のように加える。

空調設備	１回につき１００円
------	-----------

別表第４備考５を同表備考６とし、同表備考４の次に次のように加える。

５ 空調設備１回の利用時間は、１時間とする。

別表第５会議室の項の次に次のように加える。

空調設備	１回につき１００円
------	-----------

別表第５備考５を同表備考６とし、同表備考４の次に次のように加える。

５ 空調設備１回の利用時間は、１時間とする。

附 則

この条例は、令和８年１０月１日から施行する。ただし、第３条第１号の改正規定並びに第１８条第２項及び第２２条第１項の改正規定は、公布の日から施行する。